

## 大分類 H — 金融及び保険業

### 總 説

この大分類は、金融業(銀行業、信託業、証券業及びその他の金融業)、保険業(保険業及び保険代理業)、並びにこれらに附帯するサービス業を含む。

政府企業である郵便貯金、簡易生命保険及び主として金融業又は保険業に從事する協同組合も本分類に含まれる。

## 中分類50—銀行及び信託業

### 中 分 類 50 — 銀 行 及 び 信 託 業

#### 總 説

この中分類は、中央銀行並びに銀行業、及びこれと似た機能を営む金融機関を含む。

小分類 501 から 505 までは活動中の金融機関であり、小分類 506 は休業中、及び清算中の金融機関である。小分類 507 は政府の金融機関である。

小分類 細分類  
番号 番号

501 日本銀行

5011 日本銀行

日本唯一の銀行券発行の特権を有する中央銀行であつて、又政府の國庫事務をも取扱う。本分類には日本銀行本店及びその支店を含む。

○日本銀行本店及び支店

502 銀 行

5021 普通銀行

商業銀行の通常機能を遂行するものという。信託銀行も本分類に含まれる。本分類は必要があれば五桁の数字符号で大銀行、小銀行に区分する。

×信託会社；銀行（債券を発行する銀行）

5022 債券を発行する銀行

法律の定めるところにより、債券を発行し、原則として長期金融を行う。

○日本興業銀行；日本勧業銀行；北海道拓殖銀行

503 貯蓄銀行

5031 貯蓄銀行

比較的零細な貯金の吸收を目的とする銀行をいう。本分類は必要があれば五桁の数字符号で相互貯蓄銀行と株式貯蓄銀行に区分する。

504 信託会社

5041 信託会社

金銭信託その他各種信託業務を行うものをいう。

505 外國銀行支店

5051 外國銀行支店

506 休業中又は清算中の銀行、信託会社

5061 休業中又は清算中の銀行、信託会社

## 中分類50-銀行及び信託業

銀行、信託会社で休業中又は清算中のものをいう。

○銀行、信託会社(休業中又は清算中のもの)。

507

5071 資金巡回部

郵便貯金、政府特別会計(米國対日援助見返資金特別会計を除く)の積立金及び余裕金等を統合管理して、國、特別の法人、地方公共團体に対する貸付、それらの発行する債券及び金融債にその資金を運用する政府金融機関をいう。

5072 郵政省貯金局及び同支局

郵便貯金勘定の記録募集及び維持に從事する官営の貯金局、及び同支局をいう。

○貯金局及び同支局

5073 復興金融金庫

日本經濟復興のために必要な資金であつて、しかも一般金融機関で貯うことができない資金及び各種公團の運営資金を供給するために全額政府が出資した融資機関をいう。これは預金業務を行わない。

5074 日本輸出銀行

金融上の援助を与えることにより本邦の輸出貿易を促進するため、一般の金融機関が行う輸出金融を補完し、又は奨励することを目的として設立された政府出資の融資機関をいう。

5075 日本開拓銀行

長期資金の供給を行うことにより經濟の再建及び産業の開拓を促進するため一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的として設立された政府出資の融資機関をいう。

## 中分類 51 — 農林水産金融業

## 總 説

この中分類は、協同組合組織による農林中央金庫と、その傘下にある協同組合組織の農林水産金融機關（地域的再割引及び融資機関を含む）及び、主として信用事業を営む各種協同組合をいう。小分類511から513までは活動中のものであり、小分類514は休業中、及び清算中のものである。

小分類 細分類  
番號 番號

511 農林水産金融業に對する中央再割引及び融資機關（農林中央金庫）

5111 農林水産金融業に對する中央再割引及び融資機關（農林中央金庫）

信用事業を営む農業、林業、水産業の各種協同組合及び同連合會の中央機關たる機能を遂行し、債券發行の特權を有するものをいう。

## ○農林中央金庫

512 農林水産金融業に對する地域的再割引及び融資機關

5121 信用農業協同組合連合會

農林中央金庫と信用事業を営む農業協同組合の中間に介在し、出資者である農業協同組合の地方的親銀行の機能を遂行するものをいう。

5122 信用漁業協同組合連合會及び信用水產加工業協同組合連合會

農林中央金庫と、信用事業を営む漁業協同組合及び水產加工業協同組合の中間に介在し、出資者である漁業協同組合及び水產加工業協同組合の地方的親銀行の機能を遂行するものをいう。

## ○信用漁業協同組合連合會

信用水產加工業協同組合連合會

5129 他に分類されない農林水産金融業に對する地域的再割引及び融資機關

## ○森林組合連合會（主として信用事業を営むもの）

513 農林水産業に對する地域的金融機關

5131 主として信用事業を営む農業協同組合

組合員である農業者に對し、金融の便益を供することを專業又は主な業務とする組合をいう。必要があれば五桁の數字符號を用い、信用農業協同組合及び主として信用事業に從事する農業協同組合に分ける。

## ○信用農業協同組合；農業協同組合（信用事業を主とするもの）

5132 主として信用事業を営む漁業協同組合及び水產加工業協同組合

中分類51—農林水産金融業

組合員たる漁業者、又は水産加工業者に對し、金融の便益を供することを専業又は主たる業務とする組合をいう。

○漁業協同組合（主として信用事業を營むもの）；水産加工業協同組合（主として信用事業を營むもの）

5139 他に分類されない農林水産業に對する地域的金融機関

○森林組合（主として信用事業を營むもの）

514 休業中又は清算中の農林水産業に對する金融機関

5141 休業中又は清算中の農林水産業に對する金融機関

主として信用事業を營む休業中、又は清算中の農林水産業に對する金融機関をいう。

○農林水産業に對する金融機関（休業中、又は清算中のもの）

中分類52—中小商工金融業及び庶民金融業

中分類52—中小商工金融業及び庶民金融業

總 説

この中分類は、比較的小規模の商工業等の企業経営のため及び一般庶民の生活のための金融的便益を供する各種金融機関をいり、中小商工金融を同一の中分類に含ませたのは、この種の金融は事實上同一金融機関により併せ営まれている場合が多いからである。小分類521乃至523は活動中のものであり、小分類524は休業中又は清算中のものである。

小分類・細分類  
番号番号

521 中小商工金融業及び庶民金融業に対する再割引及融資機関（商工組合中央金庫）

5211 中小商工金融業及び庶民金融業に対する再割引及び融資機関（商工組合中央金庫）

出資組合から預金を受けている外、債券発行の特権を有し、主として所属組合に対し無担保で資金を融通するものをいり。

○商工組合中央金庫

522 金融公庫

5221 國民金融公庫

政府出資をもつて直接中小商工金融及び庶民金融業を営むものをいり。

5222 住宅金融公庫

政府出資をもつて必要な住宅建設資金として一般金融機関で融資困難なものに対して融通するものをいり。

523 中小商工業及び一般庶民に対する地域的金融機関

5231 信用協同組合又は信用組合

原則として組合員から預金を受け入れ、中小企業資金並びに一般庶民の生活資金を融通することを専業、又は主な業務とする組合をいり。

5232 金銭無盡会社

無盡の方法により金銭の給付を行う外、通常の預金、貸付業務を営むものをいり。

○無盡会社；殖産無盡会社

5233 物品無盡会社

無盡の方法により物品の給付をなすものをいり。

中分類52—中小商工金融業及び庶民金融業

○住宅無盤会社；建物無盤会社

5234

質屋

地方公共團體；又は公益法人により營まれる公益質屋と私營質屋をいう。いずれも物品を質にとつて一般庶民の生活資金を融通する。

○公益質屋；質店

5235

貸金業

主として無擔保、高金利で生業資金及び生活資金を供給する會社、又は個人（通常高利貸と呼ばれる）をいう。

○高利貸業；金融商會（貸金業のもの）；殖產會社（貸金業のもの）

5239

他に分類されない中小商工金融業及び庶民金融業

他に分類されない主として中小商工業、又は一般庶民の金融に從事する事業所をいう。

官公廳並びに一般會社、團體等の從業員の間に作られている金融事業を主とする共濟組合等で、相互扶助的に金融を行うものを含む。必要があれば五桁の數字符號を用い、講會、共濟組合に區分する。

○頼母子講（有志が集つて相互扶助的に庶民金融を行うもの）；講會（有志が集つて相互扶助的に庶民金融を行うもの）；會（有志が集まつて相互扶助的に庶民金融を行うもの）

524

休業中又は清算中の中小商工業に対する金融業及び庶民金融業

5241

休業中又は清算中の中小商工業に対する金融業及び庶民金融業

休業中又は清算中の中小商工金融業及び一般庶民の金融機關をいう。

○質屋（休業中又は清算中のもの）；講（休業中又は清算中のもの）

中分類53—補助的金融業及び金融附帯業

中分類 53 — 補助的金融業及び金融附帯業

總 説

本中分類は所謂金融業務を営むものではないがこれと密接に関連する補助的、附隨業務を営む機関含む。

小分類 細分類  
番號 番號

531 補助的金融業及び金融附帯業

5311 短資業（證券業を除く）

金融機関相互間に介在し、自己の危険において又は仲介的に、短期大口の資金需要を媒介する機能を営むことを主な業務とするものをいう。

○短資會社、ビルブローカー（主として短期大口の資金需要を媒介するもの）

5312 兩 替 業

停車場、競馬場等において、一定の手數料をとつて顧客の便宜のために、高額面通貨と小額面通貨とを両替する機能を営むものをいう。

○兩替屋、外國貨幣兩替業

5313 手 形 交 換 所

全國主要都市に存在し、加盟金融機関相互間の小切手、手形の交換決済の機能を営む非営利的機関をいう。

5319 他に分類されない補助的金融業及び金融附帯業

他に分類されない補助的金融業及び金融附帯業をいう。

「銀行協会」、「無盡協会」、「信用組合協会」、「組合金融協会」は大分類 1-1 サービス業に、「信用保証協会」は中分類 55 に分類される。

## 中分類 54 — 證券業及び商品取引業

## 總 説

この中分類は、證券業、證品取引業、證券取引所、相場案内業及びその他これらと類似した業務を営むものをいう。

小分類 細分類  
番 號 番 號

## 541 證券業

## 5411 證券取引所会員の證券業

證券取引委員會に登録した證券業者で證券取引所の會員であるものをいう。本分類には證券取引所會員である才取會員（仲立會員）を含み、必要があれば五桁の數字・符號を用いて本店と支店、その他の事業所の三つに區分する。

○證券業（證券取引所會員のもの）；株屋（證券取引所會員のもの）；債券買賣業（證券取引所會員のもの）；才取業（證券取引所會員のもの）；仲立業（證券取引所會員のもの）。

## 5412 證券取引所會員でない證券業

證券取引所の會員でなく證券取引委員會に登録した證券業者をいう。必要があれば五桁の數字・符號を用いて本店、支店その他の事業所の三つに區分する。

○證券業（證券取引所會員でないもの）；株屋（證券取引所會員でないもの）；債券買賣業（證券取引所の會員でないもの）。

## 5413 證券業者の代理店

證券業者の業務の代理をなすものをいう。

○證券業代理店

## 542 商品取引業

## 5421 商品取引所會員の商品取引業

政府の免許を受けた商品取引所の會員又はその取引員の商品取引業をいう。

## 543 取引所及び取引清算所

會員のために場所及び設備を提供し、證券若しくは商品の買賣、受渡、又は精算を行う事業所をいう。

## 5431 證券取引所

證券取引委員會に登録した證券取引所をいう。

## 5432 商品取引所

中分類54—證券業及び商品取引業

政府の免許をうけた商品取引所をいう。

5433 証券取引清算所

證券取引の会員間の取引を決済するために、主として證券の受渡し又は清算を行なう機関をいう。

5434 商品取引清算所

商品取引所の会員又は取引員間の取引を決済するために、主として商品の受渡し、又は、清算を行なう事業所をいう。

5439 他に分類されない取引所及び取引清算所

544 相場案内業

5441 相場案内業

電信、相場表示機又は印刷物によつて取引所における證券、又は商品の取引量及び價格に関する情報を提供することを業務をするものをいう。この細分類には、取引所において取引された證券、及び商品の附け値を時々刻々に通報するサービス業を含む。

## 中分類55—保 險 業

### 中分類 55—保 險 業

#### 總 説

この中分類には、あらゆる形態の生命、火災海上その他の保険業を営むものをいう。

##### 小分類 細分類 番 号 番 号

551 生命保険業

5511 生命保険株式会社

保険業法による株式組織の生命保険会社をいう。株主は利益配当を受ける。現在該当するものがない。

5512 生命保険相互会社

保険契約者が最後的支配権を持つ保険業法による生命保険相互会社をいう。

5513 混合（株式組織と相互組織との）生命保険会社

生命保険株式会社で保険契約者が株主とともに配当を受けるものをいう。

5514 生命保険組合

組合員に対して保険契約を行う組合をいう。

5515 生命保険再保険会社

保険会社で主として他の保険会社の引受けた生命保険を再保険する業務を営むものをいう。

5516 簡易保険局及び同支局

生命保険事業に従事する政府機関で、民間会社に於て扱いえない比較的零細な金額を扱う事業所をいう。

○簡易保険局；簡易保険局支局

5519 他に分類されない生命保険業

他に分類されない生命保険業をいう。外國生命保険会社支店を含む。

○外國生命保険会社支店

552 火災海上保険業

5521 火災海上保険株式会社

保険業法により火災海上保険を主として行う株式組織の火災海上保険会社をいう。株主は利益配当を受ける。

5522 火災海上保険相互会社

保険契約者が最後的支配権を持つ保険業法により火災海上保険を主として行う

中分類55—保 險 業

火災海上保険会社をいう。

5523 火災海上保険組合

組合員に対して保険契約を行う組合をいう。

○船主責任相互保険組合；木船相互保険組合

5524 火災海上保険再保険会社

保険会社で、主として他の保険会社の引受けた火災海上保険を再保険する業務を営むものをいう。

5529 他に分類されない火災海上保険業

他に分類されない火災海上保険業をいう。外國火災海上保険会社支店を含む。

○外國火災海上保険会社支店

553 金融 保 险 業

5531 預金保険会社

金融機関の預金の保険又は保証を行う会社をいう。

5532 信用保証協会

金融債務の保証を行う協会をいう。

559 他に分類されない保険業

5599 他に分類されない保険業

傷害、盗難、運送保険等を主とする事業所をいう。

○盗難保険業、運送保険業、傷害保険業

中分類56—保険媒介代理業及び保険サービス業

中 分 類 56 — 保 険 媒 介 代 理 業 及 び 保 険 サ ー ビ ス 業

總 説

この中分類は、保険代理業並びに保険会社及び保険契約者に対する保険サービス業を営むものを行う。

小分類 細分類  
番号 番号

561 保険媒介代理業

5611 生命保険媒介業

保険業者のために生命保険契約の募集又は保険料を集金することに従事するものをいう。

5612 火災海上保険代理業

保険業者、又は保険契約者のために、火災海上保険契約の締結、保険料の収納に従事する代理店をいう。

5619 他に分類されない保険媒介代理業

562 保険サービス業

5621 損害保険料率算出団体

生命保険以外の各種保険の危険を調査し、保険料率の算出に従事する団体をいう。

5622 損害査定業

保険業者から独立した経営による損害査定業をいう。

5629 他に分類されない保険サービス業

他に分類されない保険サービス業をいう。但し「保険協会」は大分類 K に分類される。